

第6回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日 時：令和5年6月20日(火) 13時30分～15時30分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、緑川猛彦委員、阿部順委員、角田和行委員
 - ② 市側
財政部長、契約課
生活環境部長、下水道事業課
土木部長、住宅営繕課
都市建設部長、公園緑地課
水道局次長、水道局総務課、水道局浄水課、水道局営業課、水道局工務課
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
 - ① 開会
 - ② 新委員紹介
 - ③ 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - (2) 指名停止の状況について
 - (3) 入札・契約の実績等について
 - ④ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ⑤ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いですので、ただいまから、「第6回いわき市契約適正化委員会」を開催します。
本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、事前に送付している次第に従い進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をします。

本日の資料は『次第』、『名簿』、『資料1』～『資料5』ですが、皆様、お手元にごございますか。

(委員賛同)

それでは議事に入る前に、本年度の人事異動により委員に改選があったため、ご紹介します。

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所 副所長 阿部順 様です。
阿部委員から、簡単に自己紹介をお願いしますか。

【阿部委員】

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所で今年4月から前任の川崎より引き継いで就任しました。

普段事務所において、入札契約手続きを担当しています。

大変微力ではありますが、少しはお役に立てればなと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、福島県いわき地方振興局次長兼企画商工部長、 角田和行 様です。
角田委員、簡単にご紹介をお願いします。

【角田委員】

4月から振興局に参りました角田と申します。

うちの方で出納局を抱えるということで、今回ご指名かと思えます。

前任の渡辺同様よろしくをお願いします。

【司会】

また、2名の委員が新しくなったこともありますので、現在、委員の3名の方を改めてご紹介します。

皆様からも簡単に自己紹介をお願いします。

まず、当委員会の委員長で、東北税理士会いわき支部 税理士法人いわきビジネス会計代表 猪狩堅一 様です。

【議長（猪狩委員）】

皆さんこんにちは。

皆様に支えられながら、委員長も仰せつかっておりますので、よろしくをお願いします。

【司会】

続きまして、福島県弁護士会いわき支部 磯崎法律事務所代表 磯崎泰三 様です。

【磯崎委員】

皆様お世話になっております。

福島県弁護士会に所属しております、弁護士の磯崎と申します。

私は2年前の第1回（契約適正化委員会）から委員をしているのですが、ちょうどその頃、いわき市において独立し、磯崎法律事務所を開業いたしまして、大変思い入れのある委員会となっております。

これからも精進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

【司会】

続きまして、福島工業高等専門学校 都市システム工学科教授 緑川猛彦 様です。

【緑川委員】

はい、緑川です。よろしくをお願いします。

【司会】

皆様ありがとうございました。

それでは続きまして議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項にて「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、猪狩委員長よろしく申し上げます。

【議長（猪狩委員）】

これより議事に入ります。よろしく申し上げます。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した磯崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、磯崎委員よろしく申し上げます。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

(委員賛同)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

3-(1)入札・契約の状況について

【議長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

(対象案件：市53件、水道局23件、医療センター13件の合計89件)

【議長】

次に抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、磯崎委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、磯崎委員より意見等がありましたらお願いします。

【磯崎委員】

意見は特段ございませんので、資料2の抽出事案提出書の記載の通りの理由になります。

主に抽出理由としては、落札率が高い事案や、あるいは、随意契約において（地方自治法施行令第167条の2第1項）第2号、6号を適用しているものがございまして、その理由の確認をしたいと思っています。以上となります。

【議長】

ありがとうございます。

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No. 1について、生活環境部より説明をお願いします。

【生活環境部長】

私からは、抽出事案のうち当部が所管する No. 1 「公共下水道 新町前ポンプ場改築工事 (No. 1 雨水ポンプ電気設備)」の説明をします。

当該ポンプ場は、雨水を排水する雨水ポンプ場の機能と汚水の中継を行う汚水ポンプ場の2つの機能を有する施設でございます。

供用開始後 49 年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、4 台の雨水ポンプについて順次更新していく計画です。

本工事は、そのうちの No. 1 雨水ポンプ更新に係る「運転操作設備や監視制御設備等」の電気設備の改築工事を発注し、「一般競争入札」を行いました。

概要は以上ですが、詳細は担当課長から説明するので、よろしく申し上げます。

【下水道事業課長】

ご指摘の No. 1 「入札参加者数が 1 者のみであるが、落札率が高い。」の理由について、当該工事の発注は、いわき市建設業者選定委員会の審議を経て、「いわき市建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」等に基づき、一般競争入札を行いました。

参加要件に合致する業者の数は 17 者でしたが、開札の結果、応札者が 1 者となったものであり、適正な事務手続きにより入札を行った結果であると捉えています。

また、当該工事は、雨水ポンプの運転操作設備や監視制御設備などの機器費が予定価格全体の約 8 割を占めています。

この機器費の積算に際し、数量や仕様など様々な条件を示して複数の事業者から見積りを徴収し、予定価格を算定しています。

このため、予定価格が見積額、いわゆる実勢価格に近い金額になったことが、落札率が高い要因であると考えられます。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの生活環境部の説明について、磯崎委員いかがですか。

【磯崎委員】

とりあえずは、お進めいただいて大丈夫です。

【議長】

この委員会は、いわき市の適正な入札・契約事務の向上を図るため、「定期的な報告を受け、それに対して意見を述べること」が大切な役割となりますので、委員の皆さま、積極的に発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【阿部委員】

入札参加形態が共同企業体となっている理由は何でしょうか。

【下水道事業課長】

共同企業体とした理由は、本工事は下水道のプラント工事であり、機器の製作や施工は下水道独自の仕様となります。

このため、高い技術力、高い品質を管理する能力、施工管理する能力等が必要となるので、共同企業体による一般競争入札としました。

なお、工事の実績等を有する準市内又は市外の業者を代表者とし、併せて市内の業者のうち、

技術力を有する格付Aの事業者を組み合わせたJV（共同企業体）としています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

代表者が要件なしということは、（格付けが）AでもBもCでもよかったということですか。

【下水道事業課長】

代表者の資格要件は、資料3のP1に参加要件の考え方を記載していますが、市外に本店を有し、工種は電気工事、等級別格付は要件なし、建設業許可は特定または一般を有するもの、総合評定値が1,114点以上（市内業者の電気工事の総合評価値の最高点が1,113点となっているため、それ以上の総合評定値が必要）、施工実績は過去15年間において、全国の自治体等で下水道のプラントの電気工事の施工実績を有するものとしています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

先ほどの説明では共同企業体として参加を認めた業者が17者ということでしたが、その17者というのはどういう組み合わせだったのですか。単体として17者だったということですか。

【下水道事業課長】

代表者の要件は市外業者及び準市内業者、構成員の要件は市内業者としているが、それぞれの対象業者数は、まず市外業者は186者、それから準市内業者が11者で、代表者となり得る事業者数は合計で197者あり、一方で構成員となる市内業者数は全部で83者でした。

この市内業者のうち、技術力の高い事業者である格付Aが17者ですので、JVを組む最大参加者数は17者となります。

【阿部委員】

ありがとうございます。私から以上です。

【議長】

他の委員の皆様、質問ございますか。

では、生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

（委員賛同）

【司会】

生活環境部は、退室をお願いします。

【議長】

続きまして、No. 2、3について、土木部より説明をお願いします。

【土木部長】

私からは抽出事案のうち、当部が該当するNo. 2及びNo. 3について説明をします。

はじめに、No. 2「工事等一般11 いわき市立高坂・御厩保育所園舎新築電気設備工事」及び「工事等一般12 同機械設備工事」について、現在の高坂保育所（昭和48年建設、築49年経過）、御厩保育所（昭和41年建設、築56年経過）は老朽化が著しいことから、両施設を統合し、新たな保育所を整備するために発注し、一般競争入札を行いました。

また、「工事等一般20 いわき市内郷消防署庁舎新築電気設備工事」及び「工事等一般22 同機械設備工事」について、現在の内郷消防署（昭和37年建設、築60年経過）も老朽化が著しい

ことから、新たな消防署を整備するために発注し、一般競争入札を行いました。

次に、No. 3「工事等一般 19 (仮称) 磐城平城・城跡公園ガイダンス施設新築工事」について、本市の遺構等を活用した歴史・文化の伝承拠点として(仮称) 磐城平城・城跡公園の主要施設を建設するために発注し、総合評価方式(簡易型)を行いました。

概要は以上ですが、詳細は担当課長からご説明しますので、よろしくお願ひします。

【住宅営繕課長】

No. 2「工事等一般 9 いわき市立高坂・御厩保育所園舎新築工事」では総合評価方式「標準型」が用いられている一方、「工事等一般 11 同電気設備工事」、「工事等一般 12 同機械設備工事」では、簡易型も含め総合評価方式が用いられていない理由について説明します。

本来、「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」の設計金額の要件で判断しますと、総合評価方式の適用となりますが、11、12の工事は、建築工事に付帯する設備工事であり、主体工事に合わせて工程管理を行うこと、また、設計条件に基づき工場製作された機器や器具の設置等を行うものであること等から、事業者の提案の余地が小さいため、一般競争入札を適用しました。

「工事等一般 21 いわき市内郷消防署庁舎新築工事」、その付帯工事である「工事等一般 20 いわき市同機械設備工事」及び「工事等一般 22 同電気設備工事」においても同様です。

No. 3の「入札参加者数が1者のみであるが、落札率が高い理由」について、予定価格の算出根拠となる積算基準類や積算単価等が福島県のホームページ等で公開されていること、また、応札者の適切な積算による結果と考えています。

次に「総合評価方式の簡易型と標準型の適用の区分」についてご説明します。

適用の区分について、「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」に基づき、設計金額が5,000万円以上かつ総合評価方式の適用が必要と認められた工事のうち、設計金額が1億5,000万円以上かつ技術的工夫の余地が大きく、施工上の技術提案を求める工事として、いわき市建設業者選定委員会の審議を経て選定されたものは、「標準型」を適用しています。

また、設計金額が5,000万円以上1億5,000万円未満の工事で工程管理や安全管理等の施工計画の適切性を評価し、技術提案を求めないものは、「簡易型」を適用しています。

このことから、「工事等一般 19 (仮称) 磐城平城・城跡公園ガイダンス施設新築工事」については「いわき市建設工事に係る総合評価方式実施要綱」に基づき、設計金額が1億3,200万円であったことから、総合評価方式の「簡易型」を適用しています。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

No. 3の工事について、配布資料3に総合評価方式評価結果もあり、資料に点数表のようなものがあるのですが、これは簡易型と標準型で基準等は変わってくるのでしょうか。

【住宅営繕課長】

基本的には施工計画の適切性等といった部分については、簡易型も標準型も同様に評価していくところですが、標準型はさらに具体的事案に対する応札者の技術提案を評価するものです。

【磯崎委員】

ありがとうございます。私から以上です。

【議長】

他にございませんか。
では、土木部の説明はよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、土木部は退室をお願いします。

【議長】

続きまして、No. 4 について、都市建設部より説明をお願いします。

【都市建設部長】

私からは抽出事案のうち、当部が所管する No. 4 の説明をします。

No. 4 の「建設工事等随意 4 いわきグリーンフィールド空調設備更新工事」について、いわきグリーンフィールドメインスタンド諸室において、故障が確認された空調設備の更新工事を発注し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を適用して随意契約を行いました。

概要は以上ですが、詳細は担当課長からご説明するので、ご審議の程よろしくをお願いします。

【公園緑地課長】

No. 4 について、磯崎委員からの抽出理由等として「随意契約 6 号の適用理由」とありますが、本工事は、前工事である「いわきグリーンフィールド改修整備事業」において、受注者がメインスタンド諸室改築に際して、各種機器等の確認及び調整を行った結果、故障が確認された空調設備の更新を行いました。

工事の発注について、前工事受注者の設備担当下請け業者と随意契約を行うことにより、準備工である仮設物の共用等による工事期間の短縮に加え、時価と比較して著しく有利な価格をもって契約することができる見込みであったため、「競争入札に付することが不利と認められるとき。」に該当することから、6 号を適用しました。

当課からの説明は以上です。よろしくをお願いします。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの都市建設部の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

説明ありがとうございます。

そうすると前工事の受注時点で、今回の空調設備の更新工事をされた業者がその下請け業者として入っていた理解でよろしいでしょうか。

【公園緑地課長】

その通りです。

【磯崎委員】

そうすると、今後何らかの不調がある限りはこの業者が工事を行っていくのでしょうか。空調等は他の代替業者が行うのは難しいのでしょうか。

【公園緑地課長】

故障の状況によるのですが、基本的に今施工している今回受注業者が対応する形にはなります。

【磯崎委員】

そうすると後程の抽出事案 (No. 12) とも関わってくると思いますが、空調関係の工事を見ると当該事業者を結構見かけるが、この業者を利用する機会が多いのではないのでしょうか。

【公園緑地課長】

医療センターのものは別部署の工事になっているので因果関係はわかりませんが、本件の工事の場合、当該事業者は排水設備や水道工事等も行っており、市内業者の中でもそのような大きな工事を行っている業者だと認識しています。

【磯崎委員】

わかりました、どうもありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。
阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

前工事の改修整備事業は、いつ工事したのですか。

【公園緑地課長】

令和4年6月からの工期です。

【阿部委員】

1年前に工事したものが故障したのですか。

【公園緑地課長】

前工事についてはいわきグリーンフィールドの改修工事で、そもそもグリーンフィールド自体、平成7年の福島国体時に造られた施設です。

【阿部委員】

普段点検している中で故障が確認されたということでしょうか。

【公園緑地課長】

この施設を使用したり使用しなかったりという状況の中、今回の前工事にて調査及び確認を行った際、対象になっている空調設備5基が例えば動かなかったり、風が出なくなっていたりする等の故障が判明しています。

【阿部委員】

わかりました。
お聞きしたいのですが、なぜ元請業者ではなく下請業者と契約したのですか。

【公園緑地課長】

下請業者について、空調設備等の専門業者であり、多数の実績とノウハウをもつ設備担当下請業者ということで随意契約を行うことにより、工事期間の短縮及び経費の節減はもとより、さらなる予期せぬ事態に直面した場合にも柔軟かつ迅速な対応が可能であると判断されたことから、当該随意契約という形で選定しております。

【阿部委員】

下請業者は1者のみではないですね。

他にも、施工体系図を見れば、多分いろんな業者が係わっていると思うのですが、その状況の中で、この業者というのはどういうことなのか。

【公園緑地課長】

今回の下請業者はメインスタンド諸室における「空調・給排水設備」及び「機械設備」の下請業者ということで選定しています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

一般的に工期短縮や経費節減というのは、言い始めたら何でも随意契約できてしまうので、6号を適用するということに対して、ある意味、利用者に支障をきたすというようなことであれば、5号でも良かったのかなという気はするのですが、市の方で6号を適用する考え方に整理したということですか。

【公園緑地課長】

何度かお話しした通り、準備工と仮設工の共用が可能であったということで、経費の節減、準備工事の期間の短縮ができることから6号を適用したという形になります。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

では、都市建設部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、都市建設部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 5、6について、財政部より説明をお願いします。

【財政部長】

私からは、抽出事案のうち、当部が所管するNo. 5～6の説明をします。

はじめに、No. 5「物品指名2 冬制服 外2件」について、消防本部総務課において、現職及び新規採用予定職員の冬制服、夏制服及び執務服を購入したもので、指名競争入札を行いました。

次に、No. 6、「物品指名3 ゴム製編上靴 外2件」について、消防本部総務課において、現職及び新規採用予定職員のゴム製編上靴、革製編上靴及び革製短靴を購入したもので、指名競争入札を行いました。

概要は以上です。詳細は担当課長から説明しますので、よろしく申し上げます。

【契約課長】

No. 5「物品指名2 冬制服 外2件」について、磯崎委員から提出された理由等として「参加業者が比較的多いが、落札率が高い」とありますが、当該物件は消防署職員の制服であり、消防本部規定の仕様書により、素材や縫製方法等が定められており、職員別の階級線や記章等の取り付けも行うものです。

業者選定においては、営業種目「被服」に登録している市内の事業者17者から、参考見積書を徴収した2者を含む前回入札に応札した3者及び指名回数を考慮し選定した7者の計10者を指名しました。

落札率については、同様物件にて前回入札の応札実績がある事業者2者から参考見積書を徴収し、その見積額を基に予定価格を設定したため、その額に近い金額となったものと考えています。

次に、No. 6「物品指名3 ゴム製編上靴 外2件」について、No. 5と同じく消防署職員が着用する消防長靴や安全靴であり、消防本部規定の仕様書に基づいた性能基準を満たすことが求められているものです。

業者選定においては、営業種目「履物」の品目に登録している市内の事業者19者から、参考見積書を徴収した2者を含む前回入札に応札した3者及び指名回数を考慮し選定した7者の計10者を指名したものです。

落札率について、No. 5と同じく同様物件に係る前回入札の応札実績がある事業者2者から参考見積書を徴収し、その見積額を基に予定価格を設定したため、その額に近い金額となったものと考えています。

また、当該2件の提出された理由に「同一業者である」ともありますが、各品目に登録している市内事業者からそれぞれ10者を指名し、入札を実施した結果によるものと考えています。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

指名競争入札をして、前回入札に応じた3者というのは、指名するにあたって、そちらも示した上でという話なのではないでしょうか。要は他の業者の参加機会という中でこの3者を含めた理由はあるのでしょうか。

【契約課長】

応札実績のある業者を含めるということについて、前回も今回も同様ですが、入札の指名をしても辞退する業者もありまして、事業進捗というか、推進のためには、まず、過去の実績等を考慮した指名ということを考えています。よって、前回応札をした3者含めての指名をしました。

また、磯崎委員が述べたように業者の範囲を広げるとか、指名機会や入札機会の増大を考え、他7者はこれまでの指名回数を考慮してそれぞれ指名したということです。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

【緑川委員】

No. 6「物品指名3 ゴム製編上靴 外2件」について、入札に参加した事業者のうち、靴にはあまり関係ないと思われる（名称の）事業者も「履物」の登録をしているのですか。

【契約課長】

今回指名した事業者は、市入札参加有資格者名簿にてそれぞれ営業種目の「履物」に登録をしているので、名称からは分かりにくいですが、当然取扱い可能という前提で指名しています。

【緑川委員】

No. 5、No. 6の両方とも不参加の業者が多い理由は何ですか。

【契約課長】

参加を辞退した業者の理由について、本件で特に聴取をしていませんが、消防関係の被服、履物等は仕様等が詳細に定められており、入札に参加する事業利益（メリット）というものを勘案して、それぞれが判断したものと考えています。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

【阿部委員】

今回この2件の結果を見るとどちらも同じ事業者ですが、今年度の同案件においても当該事業者は2件とも指名されるということですか。

【契約課長】

今後、そうした事由が発生した場合、過去の実績を参考にしますので、指名する可能性はあると考えています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

参考までに、この2件の納期はいつですか。

【契約課長】

納期は両案件とも3月24日ということで入札をしました。

【阿部委員】

ありがとうございます。私からは以上です。

【議長】

他にございませんか。
では、財政部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【議長】

続きまして、No. 7～11 について、水道局より説明をお願いします。

【水道局次長】

本日局長が所要のため、私から水道局に係る No. 7～11 までの概要を説明します。

はじめに、No. 7 「水道 工事等一般4 大滝沈砂池電動開閉器更新工事」について、昭和 43 年に設置された電動ゲートの駆動部の更新を図り、水道水の安定供給を図るため改良工事を発注したもので、「いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」に基づき一般競争入札を行いました。

また、「水道 工事等一般5 藤原ポンプ場次亜注入設備更新工事」について、平成 10 年に設置した水道水消毒用の次亜塩素酸ナトリウムの注入設備の更新工事であり、こちらも一般競争入札を行いました。

No. 8 「水道 工事等随意1 内郷綴町配水管（第 153－94 号外）改良工事」について、昭和 48 年に布設された水道管の更新を図り、水道水の安定供給を図るため改良工事を発注したもので、「地方公営企業法施行令」に基づき随意契約を行いました。

No. 9 「水道 物品指名3 デジタル高圧絶縁抵抗計購入」について、主に移動電源車等の非常用電源を浄水場等に接続するための高圧ケーブル等の保守点検に使用するため購入したもので、指名競争入札を行いました。

No. 10 「水道 物品指名10 貯蔵品（メーター）購入 No. 12（φ50 たて・84 個）」について、水道メーターは「計量法施行令」により有効期限が8年と定められていることから、令和5年度取替予定のメーターを購入したもので、指名競争入札を行いました。

また、「水道 物品指名11 貯蔵品（メーター）購入 No. 13（φ75 たて・25 個）」も同様です。

No. 11 「水道 物品随意1 非常用飲料水袋」について、整備計画数量を 12 万枚としており、毎年耐用年数（10 年）を迎える数量分を計画的に購入しているもので、随意契約を行いました。

概要は以上ですが、詳細は担当課長から説明します。

【浄水課長】

No. 7 「水道 工事等一般4 大滝沈砂池電動開閉器更新工事」について、（契約金額、落札率、請負業者名を改めて読み上げ）建設工事等の概要は、記載のと通りの電動式開閉台 4 台の更新です。

参加要件の考え方は、水道施設工事と機械器具設置工事それぞれに入札参加登録のある者とし、市内 21 者、準市内 2 者、市外 53 者の計 76 者ありましたが、入札参加は 1 者でした。

続きまして、「水道工事等一般5 藤原ポンプ場次亜注入設備更新工事」について、（契約金額、落札率、請負業者名を改めて読み上げ）建設工事等の概要は、水道水を消毒するための次亜注入ポンプ、次亜注入設備制御盤、残留塩素計の更新です。

参加要件の考え方は、水道施設工事と機械器具設置工事それぞれに入札参加登録のある者とし、市内 21 者、準市内 1 者、市外 80 者の計 102 者ありましたが、入札参加は 1 者でした。

続きまして、当該2つの案件に対する質問の回答です。

参加業者が少ない理由について、一般競争入札は1者のみの参加でも競争性があることから、不参加業者への聞き取り等は実施していないため、理由は不明ですが、不参加の理由として、現場代理人の人員確保や工事期間の調整が困難等、事業者側の個別の事情によるものと推測されます。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【工務課長】

No. 8「水道 工事等随意1 内郷綴町配水管（第153-94号外）改良工事」について、本工事の施工箇所である主要地方道いわき上三坂小野線（一の坪交差点付近）において、市生活環境部北部下水道管理事務所発注の「公共下水道 内郷綴町地内管渠築造工事」と工事箇所が交錯（重複）することから、工事の一括施工を行うことにより、経費の節減に加え、安全・円滑な施工等、適切な工程管理を確保するうえで有利であると認められるため、管渠築造工事の施工者（株）不二建設）と（地方公営企業法施行令第21条の14第1項）第6号随意契約を行いました。

【総務課長】

No. 9「水道 物品指名3 デジタル高圧絶縁抵抗計購入」について、令和4年度入札参加有資格者名簿（物品の部）の「営業種目09：電気機器・通信機器」、「品目02：施設用電気機器」に登録のある市内業者55者に対してFAXによる取扱調査を実施した結果、当該機器の取扱いが可能との回答であった全18者を指名し、うち17者が入札参加しました。

No. 10「水道 物品指名10 貯蔵品（メーター）購入 No. 12（φ50 たて・84個）」及び「水道 物品指名11 貯蔵品（メーター）購入 No. 13（φ75 たて・25個）」について、予定価格を決定する際には、数量やその他条件を示して、取扱い可否照会において、取扱い可能と回答した全ての事業者から見積書を徴収したうえで決定していますが、見積金額については、昨今の世界情勢に係るメーターケースの主原料となる銅素材や電子部品の価格高騰、エネルギーコストの上昇による輸送費の増加、さらには円安に伴う輸入材料費の上昇等を考慮した実勢価格に近い金額であったと考えますが、入札に際してどうしても落札したいと考える事業者は、企業努力等によって入札額を低くすることもあり、結果的に落札率が低くなったものと考えられます。

【営業課長】

No. 11「水道 物品随意1 非常用飲料水袋」について、流通している当該物品のうち本市が求める保存年数10年、背負い式及び省スペースを考慮した注入口形状等の仕様を満たす物が「ワールドウォーターバッグ（株）」が製造、販売する1商品のみであり、同社保有特許かつ代理店等を介さず直接販売する形態を取っていることから、同社と1者随意契約をするものです。

購入の経緯や理由等について、「応急給水資機材備蓄計画」において、発災後3日間に必要な飲料水（1人1日3ℓ×3日間、計9ℓ）を確保するため、市民が公共用受水槽や耐震性貯水槽等の拠点給水施設から居住地までの飲料水を徒歩で運搬することを想定して、14歳以下の子供と60歳以上の高齢者を対象に整備することとしています。

また、定期的に非常用飲料水袋の整備計画数量を満たすよう、毎年耐用年数を迎える数量分を計画的に購入しています。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

No. 7について、入札参加数が1者になったということで、事業者の個別の事情があるのではないかと推測されたようですが、工事そのものはさほど特殊性のある工事ではないという理解でよろしいのですか。それともかなり特殊な工事になるのですか。

【浄水課長】

本工事自体は通常のバルブの上についているモーター等の交換工事なので、通常の機械器具設置工事だと考えています。

【磯崎委員】

1者のみの入札という結果はやむを得ないと思いますが、その他考えられる事情等は特段ないのでですか。

【浄水課長】

聞き取り等を特に行っていないのでわかりません。

【磯崎委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

【緑川委員】

No. 8及びNo. 11の随意契約の場合の予定価格は、どのように算出しているのですか。

というのは、例えばNo. 8だと6号適用なので、先ほどと同じように何か点検をしている時に不備が見つかったとか、ついでにということだと、恐らく幾らぐらいかかるか、業者に最初聞いた時点でもう予定価格が決まってしまう気がするのですが。

そうすると、当然落札率が100%になるのが普通なのかなと思いますが、実際にはそうならないのはなぜですか。

【工務課長】

No. 8から回答します。

当該予定価格の設定は、特別なものは実際行っていません。

通常どおり設計し、その中で積算した価格が積算価格となり、それを基に業者が設計書を入手かつ積算をして応札に挑むということになっており、結果的に高い落札になったということです。

【営業課長】

No. 11ですが、参考見積を予定価格として設定しています。金額でいうと、予定価格時は単価にして《非公表》、落札額が単価にして《非公表》と10円の開きがあります。理由については私もよく確認していないので、数字だけを述べました。

【磯崎委員】

No. 9について、市内業者55者に対する取扱い調査をし、可能と回答した業者が18者ということですが、もし30~40者が（可能と）回答した時、ある程度（指名数を）絞っていくのか、それともできる限り一般競争入札に近い形で（可能とした）全回答者への指名をするのか、何か基準のようなものはありますか。

【総務課長】

明確な基準はないのが現状で、基本的には取扱い可能か調査した上で、その都度判断するという形をとっています。

ただ、大体は（取扱い可能と回答するのは）同程度で、多くても20者程度の時に、ほぼ全者を指名しているのが現状です。

【磯崎委員】

No. 11 について、毎年調達ということですが、第3回契約適正化委員会（令和4年6月29日開催／対象期間：令和3年12月～令和4年3月）の同案件（抽出案件ではない）と予定価格、落札価格及び契約金額が全く一緒だったと記憶しているのですが、これは落札率を100%にできない話なのでしょうか。

本案件は以前からずっと続いている事業ですよ。

【営業課長】

100%にはなっておらず、結果的に安く済んだという理解です。

本案件は平成28年から随意契約しており、当局で定める仕様を満たす事業者が1者ということで、継続して実施しているところです。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にありませんか。

【阿部委員】

まずNo. 7から、参加要件の考え方で水道施設工事及び機械器具設置工事、両方登録しているという条件で発注したということですか。

【浄水課長】

その通りです。

【阿部委員】

「いわき市水道局建設工事等に係る一般競争入札実施要綱」によると、水道施設工事はあるが、機械器具設置工事という項目がないが、それは（入札参加資格）登録としては別にあるということですか。

【浄水課長】

（入札参加資格登録には）水道施設工事の他に機械器具設置工事の発注基準もあります。

【阿部委員】

そちらには機械器具設置工事という参加登録はあるのですね。

【浄水課長】

今回に関して、あくまで当局の場合、中央監視施設が浄水場にあり、そちらとの関係もあるので、まずは水道施設工事の登録があり、かつ機械器具設置工事の登録もある事業者を選びました。

【阿部委員】

水道施設工事にぶら下がる項目ということですね。

【浄水課長】

水道施設工事及び機械器具設置工事のそれぞれに登録があることを要件としています。

【阿部委員】

わかりました。

続きまして No. 8 について、別発注の工事と交錯するから随意契約したとありますが、そもそも合体して発注できませんでしたか。

【工務課長】

(別発注の) 下水道工事は上水道と現在のところ合併施工できない別な工事であるため、別途発注で随意契約を締結した状況です。

【阿部委員】

下水道工事を受注した事業者に、上水道のものを別に随意契約したということですか。どちらもできる事業者であったということですか。

【工務課長】

その通りです。

【阿部委員】

ということは初めから交錯することがわかっていたでしょうから、下水道の方の発注時に随意契約するという条件は最初に付しましたか。

【工務課長】

工事をする上で事業スケジュールや発注状況のスケジュール等を担当者同士で協議をしておりますので、設計時から交錯を確認できた状況にあります。

【阿部委員】

下水道工事は一般競争入札でしたか。

【工務課長】

その通りです。

【阿部委員】

そのときに、上水道の方を別途随意契約するという条件を付していないのですね。

【工務課長】

下水道工事の担当から落札業者に対して、上水道の工事を随意契約しても大丈夫か、というような確認をとりながら行っています。当初からは業者が未確定のため、随意契約の件は業者には落札後にしか説明できない状況でした。

【阿部委員】

受注業者には確かに受注後にしか協議はできないでしょうが、一般競争入札の入札公告説明書の中で、上水道の随意契約もあると付せば、2つ契約をできるおいしい工事だなというふう感じて、手を挙げる事業者が多くなったのではないかと思ったものですから。

別途随意契約ありという事業者に旨味を持たせた発注は、当方でも行ったりしているので、話をさせていただきます。No. 8は以上です。

【工務課長】

ありがとうございます。今後参考にしながら検討を深めたいと思います。

【阿部委員】

No. 9について、ちなみに参考までになのですが、物品購入の場合の等級区分や一般競争入札とすべき金額の基準はありますか。

【総務課長】

基準は特にありません。物品に関しては、指名競争入札のみで進めています。

【阿部委員】

一般競争入札は行っていないのですね。

【総務課長】

現在は行っていませんが、今後、一般競争入札に移行する準備を進めているところです。

【阿部委員】

No. 10について、メーターの購入及び修理は、大きさごとに別々に発注しなければならないのですか。

【総務課長】

メーターの大きさごと、修理、新品購入等様々にありますが、それぞれにおいて事業者が抱えている設備が異なり、また受注も本市だけではなく日本全国の水道メーターを取り扱っている中で、事業者ごとに得手不得手があり、発注・受注の時期もそれぞれその年度ごとに違った事情で落札業者が変わっていて、各メーターを1者で扱うのが非常に難しいことから、口径ごと、さらには新品、修理ごとに発注しているという状況です。

【阿部委員】

一緒に発注したら業者のマンパワーが足りなくなるということですね。

【総務課長】

数もそうですが、日本全国的なところもあり、一つにすると受注がされない恐れもあるため、現状こういう形でそれぞれ口径ごと、新品、修理ごとに分けて発注をしています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

No. 11について、耐用年数が10年とありますが、10年を迎える分の数量を計画的に購入していることだとは思いますが、この仕様なり条件で発注したら、毎年同じ事業者が随意契約することになってしまうと思いますが、毎年この事業者ですか。

【営業課長】

その通りです。

【阿部委員】

それは条件を変えて、参加者を増やす等の試みはないのですか。

【営業課長】

仕様として実用性及び実効性、要するに市民の方の使いやすさを重視しており、当然世の中に多種多様な非常用飲料水袋はありますが、当局の求める仕様を満たすのがこの事業者のもので、かつ特許・権利を有することから、結果的に当該事業者をお願いしている状況です。

【阿部委員】

10年経過した袋は処分しているのですか。

【営業課長】

処分しています。

【阿部委員】

この事業者が倒産した場合等において他に融通が効かなくなるといったものから、その時のために他の仕様等を検討する余地があって、疑問に思ったので質問しました。

【営業課長】

ご意見として捉えまして、今後検討します。ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

【角田委員】

No. 11 について、阿部委員と同じことを訊こうと思っていました。この仕様でなければいけないという部分についてどのような理由があるのかということで、注入口の形状や持ち運びがしやすいとのことでした。

私は前々役職が県災害対策課長で、(令和元年) 東日本台風時は大変ご苦労をおかけしました。

水が出ないとなると水道事業者の給水準備及び自衛隊による給水時にご苦労したかと思いますが、尚の話として、今災害が相次いでいる中で、非常用飲料水袋の形状等について各事業者は開発努力をして色々なものを開発しているかと思えます。

基本的には少ない予算で高い効果を上げることが我々の立場ですので、概ね阿部委員の指摘の通り、アンテナを広げておいて欲しいなと感じたところでした。

質問は阿部委員がしたのでコメントのみです。

【営業課長】

ありがとうございます。

【議長】

水道局の説明はよろしいでしょうか。

(委員賛同)

続きまして、No. 12～15 について医療センターより説明をお願いします。

【医療センター事務局長】

No. 12～15 について説明します。

No. 12「医療 工事等随意 1 いわき市医療センター手術室空気調和設備改修工事」について、当該工事は新型コロナウイルス感染者・感染患者等の専用手術室を増設するため、当センターの新築工事に携わった下請負業者を選定し、随意契約を行いました。

No. 13「医療 物品指名 1 ダイオードレーザ検眼鏡」について、当該機器は眼科外来患者の眼底検査等に使用するもので、これまで使用していた機器が経年劣化により故障したことから購入するため、指名競争入札を行いました。

No. 14「医療 物品随意 4 手術支援ロボット」についてですが、当該機器は患者の身体的負担が少ない内視鏡手術の特長を生かしつつ、ロボットの機能による支援によって、これまで人の手では難しかった複雑な手術操作を克服とする装置として新たに導入したものです。他の機種に比べ、保険適用となる症例範囲が広く、多くの診療科で利用可能な当該機種を選定し、随意契約を行いました。

No. 15「医療 物品随意 9 手術支援ロボット周辺機器」について、当該機器はNo.14 と連動する専用手術台等であり、他のメーカー品での代替が困難であることから、当該機種を選定し、随意契約を行いました。

続けて詳細を担当課長が説明するので、よろしくをお願いします。

【施設管理課長】

No.12 の「随意契約の理由が、2号適用であること理由」について、当センターは平成 30 年に建設された建物であり、現在、建物に重大な瑕疵があった場合の補償期間中です。

今回の空調改修工事に当たり、当センターの建設工事と無関係の事業者が施工したことで、関連した設備に重大な問題が生じた場合、その責任の所在が不明確となり、瑕疵担保責任の範囲外となるため、建設当時現場施工していた事業者を選定する必要があり、その中で施工可能な事業者が 1 者であったことから、随意契約の 2 号を適用しました。

No.13 の「入札参加者が 1 者のみであるが、落札率が高い」について、医療機器では市入札参加有資格者名簿の「理化学機器」及び「医療用機器」に登録している市内、準市内及び県内に事業所のある市外業者約 30 者（当時 31 者）に対し、当該製品の取扱い調査を実施して「取扱い可」と回答した事業者を全て指名していますが、医療機器は専門性が高いことから、納入可能な事業者が 1 者あるいは 2、3 者と限られることが多くなっています。

予定価格の設定は、入札案件と同様に、納入可能な事業者から参考見積書を徴取し、その見積価格を参考に予定価格の設定をしています。

今回は指名業者 2 者のうち 1 者が辞退し、応札が 1 者のみとなり当該事業者が落札しましたが、その入札結果として比較的高い落札率になったものと考えています。

No. 14 及び No. 15 の「随意契約の理由が、2号適用であること理由」について一括して説明します。

当センターが執行する入札等において、(調達) 対象機器が決定すると、市入札参加有資格者名簿の「理化学機器」及び「医療用機器」に登録している市内、準市内及び県内に事業所のある市外業者に対し、当該製品の取扱い調査を実施して「取扱い可」と回答した事業者を全て指名していますが、この両件は、いずれも「取扱い可」と回答した者が 1 者であったことから、随意契約の 2 号を適用しました。

No. 15 の「医療物品随意 4 (No. 14)」との関係について、局長からの説明にもあった通り、当該機器は No. 14 と連動する専用手術台等の専用機器となっています。

当課からの説明は以上です。よろしく申し上げます。

【議長】

ありがとうございます。ただいまの医療センターの説明についていかがでしょうか。

【磯崎委員】

No. 12 ですが、瑕疵があった場合の保証期間が定められているというお話でしたが、この保証期間自体はどれぐらいでしょうか。また、残年数はどのぐらいですか。

【施設管理課長】

(保証期間は) 通常は1年ですが、重大な瑕疵があった場合は10年です。(残年数は) 5年近く残っています。

【磯崎委員】

(No. 4と同じ請負業者である) 当該事業者が下請けとして入っているケースは多いのですか。

【施設管理課長】

医療センターの場合、工事(件数)が多くはないのですが、大手だとは聞いています。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

No. 13 ですが、1者辞退している理由はわかりますか。

【施設管理課長】

直接確認してないので、理由はわかりません。

【磯崎委員】

わかりました。ありがとうございます。

No. 14 及び No. 15 は連動するという話でしたが、No. 14 と No. 15 の落札率が異なります。この違いの理由は何ですか。

【施設管理課長】

理由については、確認をしていませんのでわかりかねます。

【磯崎委員】

わかりました。私から以上です。ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

【阿部委員】

No. 12 について、No. 3、No. 4 ともかぶりますが、(前工事の) 下請け業者と随意契約したというのですが、この事業者は一次下請けだったということですか。

【施設管理課長】

一次下請けかはわかりませんが、市内ではこの事業者のみです。

【阿部委員】

一次下請けか二次下請けかはわからないけれども、この業者と随意契約したということですね。地元の事業者を優先して随意契約したということですか。

【施設管理課長】

通常、(設計) 金額が 2,000 万円以上の工事になると市内業者が対応することになっており、(対応できる) 市内業者が当該事業者 1 者でしたので、随意契約しました。

【阿部委員】

先ほど市の説明でもありました通り、この事業者は電気や機械関係、上下水道も行っているとのことでした。工事概要に「建築工事 内装・・・一式」とありますが、これもこの事業者が直営で下請け時にやっていたのですか。それも把握した上で、この事業者と随意契約したのですか。

【施設管理課長】

そこは把握していません。

【阿部委員】

この事業者でなければ務まらないということが No. 4 も含めて見えて来ず、現場を知っている市内業者を優遇しようという風潮に見え、本来、発注や監督行為を住み分けて発注すれば、一般競争入札で他者が入る可能性が十分にあります。

そこを住み分けしないで、地元事業者が下請けに入ったからと随意契約にすると、結局(同じ事業者が) 続くのかなと、第三者的な立場から見ればそう思ってしまったものです。

特に意見は求めませんので、以上です。

【議長】

他にございませんか。

【角田委員】

No. 13 及び No. 14 について、2 機種を比較して良い方の機械を、メーカーと機種を指定したという話になっていますが、県では、通常、最低限の性能というのを示し、それで参加してきた中で一番安価なものを購入するようにしています。

この 2 機種を比較した結果、指定したメーカー機種でなければならない理由はどのように整理しているのですか。

【施設管理課長】

手術支援ロボットの場合、医師はある程度のトレーニングが必要なため、トレーニングしやすい、手術しやすい等の現場のニーズ等に寄り添ったものや現在使用しているものを選定し、その上で器械備品整備委員会の決定に基づいて購入しています。

【角田委員】

検眼鏡は大体何年ぐらい耐用期間があるものですか。

【施設管理課長】

検眼鏡については把握していませんが、通常、医療機器は 5～6 年が法定耐用年数です。

【議長】

他にございませんか。

【阿部委員】

No. 13 について、医療センターに限らず市全体の話として、一般競争入札であれば、広く周知した結果として1者であっても入札は有効とされていますが、指名競争入札の場合、2者以上の応札がないと成立しないというのが、様々な本に載っています。

指名競争入札1者でも有効、ということは、建設工事の場合、資料5（議事(3) 入札・契約の実績等について）で確認できますが、物品関係で指名競争入札を1者でもよいというのは何かに書いてあるのですか。

医療センターに限らず、一般的な話としてお聞きしたい。

【契約課長】

1者入札について、物品調達で1者では競争性が保てないというような場合、入札中止等ということもありますが、物件によっては、入札時に事業者に取り扱い可否調査を行った上での指名競争入札という場合もあります。

そのような場合に入札を再度行ったとしても、それ以外の事業者には取扱いができない内容となっているので、この場合1者でも有効として市全体で取り扱っています。

【阿部委員】

ありがとうございます。以上です。

【議長】

他にございませんか。では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された15件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

3-2)指名停止の状況について

【議長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。
事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

(資料4により説明)

(計13件。うち市発注工事に係る指名停止：2件)

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

【阿部委員】

市ホームページも確認しましたが、指名停止の項目はあるものの、中身が掲載されていないようですが、何か理由があるのでしょうか。

【事務局】

市ホームページ上では、今回資料と同様に指名停止の理由を、項目のみ載せています。

【阿部委員】

指名停止情報みたいなものは記載されているのですね。昨日見た段階では、空欄だったような気がしたのですが。

【事務局】

市ホームページ上で一覧表を掲載しています。そちらには、会社名、所在地、指名停止期間及び指名停止理由（資料5と同様の項目）を記載しています。加えて、「いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱」のいずれに該当しているのか、ということに記載しています。

【阿部委員】

後で確認してみます。

【事務局】

具体的な内容ということで、No. 1 及び No. 2 について、それぞれ東京都及び本市に本社がある企業で、いずれも「不正又は不誠実な行為（安全衛生法違反）」によるものです。

No. 1 について、工事における作業員の負傷について労働基準監督署長に報告していなかったため、簡易裁判所から略式命令を受けました。

また、No. 2 も同様の内容で、会社の敷地内で作業員が負傷したにもかかわらず労働基準監督署長に報告していなかったため、簡易裁判所より略式命令を受け、法令あるいは規則等に反しているということで、今回、指名停止措置を講じています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

3-(3)入札契約の実績等について

【議長】

続きまして、「入札・契約の実績等について」です。

事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

（資料5により説明）

①：建設工事は契約件数、契約額、入札執行件数及び不落率が減少傾向。令和元年東日本台風の影響に伴う災害復旧事業及び緊急対策事業並びに随意契約を含めた各種防災対策工事が主な要因）

②：これまでの当委員会における委員の意見等から、一部案件について制限付一般競争入札を導入。市内中小企業の受注機会の増大に配慮した条件設定とする）

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

【阿部委員】

資料5-①の表中に不落率という項目がありますが、これは参加者がいなくて不調になったのと、予定価格超過等により不落になったのを合わせた率ということですか。

【事務局】

その通りです。

【阿部委員】

ありがとうございます。

今回、契約一覧表から抽出したものを審議していますが、工事と物品ばかりで、設計や役務はないのですか。この期間になかったということですか。

【事務局】

「建設工事等」の中に、設計施工一括方式を含むものや、設計委託も含んだ形となりますが、この期間は（いわき市契約適正化委員会設置要綱第6条第2項に）該当する予定価格が1,000万円以上の設計等がなかったということです。

【阿部委員】

わかりました。ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

それでは、「入札契約の実績等について」は以上となります。

4-(1)次回の日程等

【議長】

続きまして、「その他」に入ります。

「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

第7回開催は10月の予定ですが、現委員の任期が当初から2年のため、本年9月30日までとなっています。このことから、第7回に先立ち、委員の一斉改選があります。

新委員の選出に当たっては各所属団体に対して事務局より新委員の推薦依頼をし、推薦された方に委嘱する予定としています。

次回日程の詳細は、新委員を選出後、事務局で調整の上、改めて連絡するので、よろしく願いします。

また、抽出委員について、一斉改選前でどなたが新委員となるか不明なため、現時点での選出は見送りにしたいと考えています。

したがって、第7回において、新委員への委嘱状交付と新委員長の選出等を行うとともに、第8回の抽出委員を選出したいと思います。

このことから、第7回では（審議対象期間である）4月～7月に契約を締結したものに関する審議を行わず、次の第8回（審議対象期間である）8月～11月に契約を締結したものの審議と一括してご審議願いたいと考えています。

【議長】

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

4-(2)その他

【議長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

【議長】

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

なければ、以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

また、9月末までに臨時会議が開催されなければ、任期満了により、私の委員長としての任は終了となります。

2年間、本当にありがとうございました。

5 閉会

【司会】

以上をもちまして、第6回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。

9月末までに臨時会議が開催されなければ、今回の委員会で最終となります。阿部委員、角田委員につきましては今回からとなりましたが、猪狩委員長をはじめ磯崎委員、緑川委員には2年間にわたり大変お世話になりました。

この場をお借りして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。